

子吉川地域森林計画書

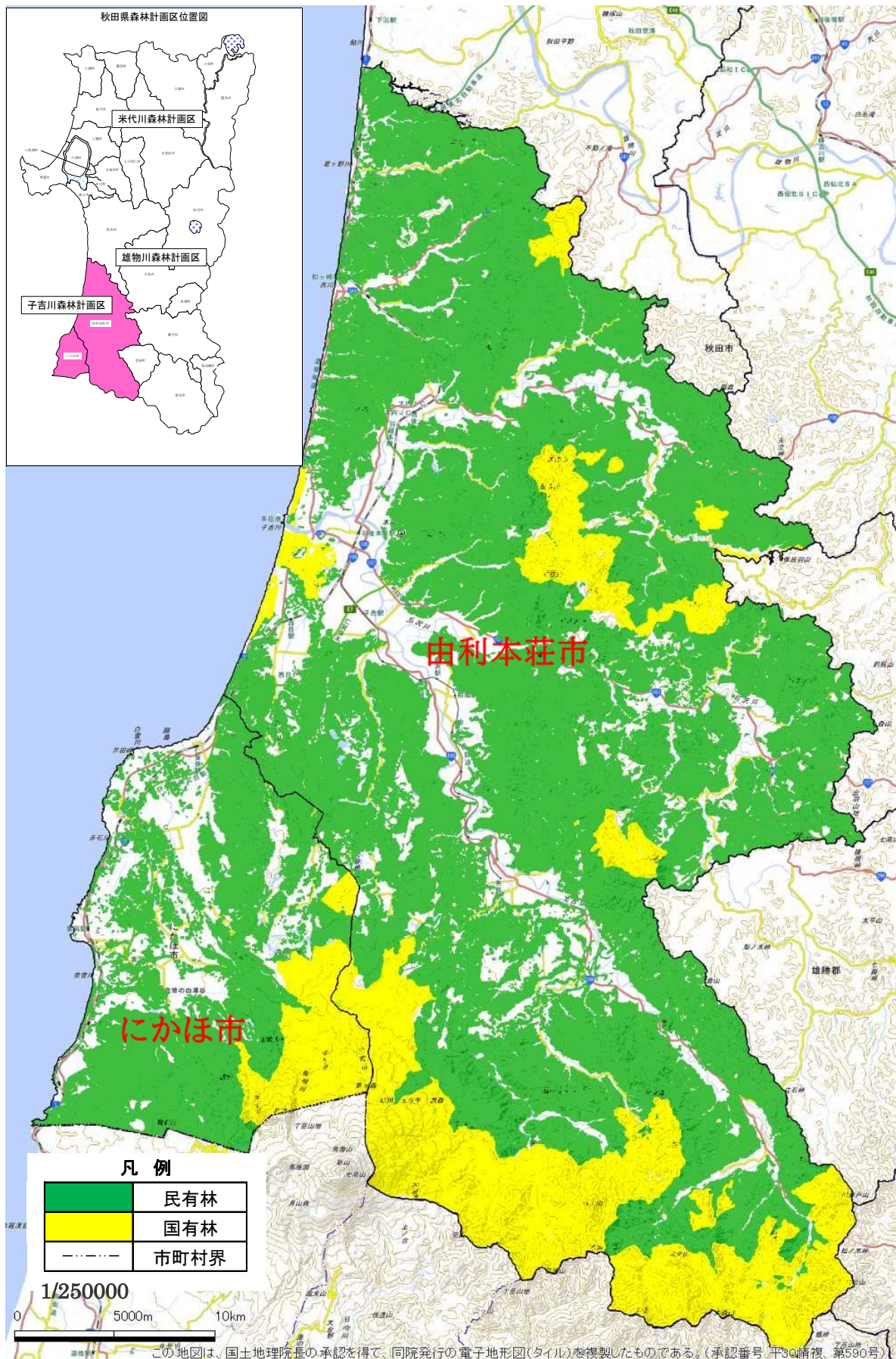
(子吉川森林計画区)

計画期間

自	令和 8 年 4 月 1 日
至	令和 18 年 3 月 31 日

秋 田 県

子吉川森林計画区の位置図及び計画区内図



は し が き

本計画は、森林法第5条の規定に基づき、全国森林計画（令和5年10月策定）に即し、子吉川森林計画区の民有林について、同区域の自然的、経済的、社会的条件を踏まえて森林関連施策の方向、森林整備及び保全の目標を示すとともに、市町村森林整備計画の策定の指針となるものです。

担当者の職氏名及び樹立に従事した期間

担当者の職氏名

農林水産部森林資源造成課

課	長	永井秀樹
チームリーダー		村川晋
副主幹		畠山恵
主査		片山真由美
主査		多賀谷拓也
技師		武田綾音

樹立に従事した期間

令和7年4月～令和7年12月

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	6

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	10
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
（1）森林の整備及び保全の目標	11
（2）森林の整備及び保全の基本方針	11
（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	14
2 その他必要な事項	15
第3 森林の整備に関する事項	15
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	15
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	15
（2）立木の標準伐期齢に関する指針	16
（3）その他必要な事項	16
2 造林に関する事項	16
（1）人工造林に関する指針	16
（2）天然更新に関する指針	17
（3）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	18
（4）その他必要な事項	19
3 間伐及び保育に関する事項	19
（1）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	19
（2）保育の標準的な方法に関する指針	20
（3）その他必要な事項	20
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	21
（1）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	21
（2）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	23
（3）その他必要な事項	23
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	23
（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	23
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	24

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の 基本的な考え方	2 5
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	2 6
(5) 林産物の搬出方法等	2 6
(6) その他必要な事項	2 6
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業 の合理化に関する事項	2 7
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業 の共同化に関する方針	2 7
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	2 7
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	2 7
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	2 8
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	2 8
(6) その他必要な事項	2 9
第4 森林の保全に関する事項	2 9
1 森林の土地の保全に関する事項	2 9
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	2 9
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその 搬出方法	2 9
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	2 9
(4) その他必要な事項	3 0
2 保安施設に関する事項	3 0
(1) 保安林の整備に関する方針	3 0
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	3 0
(3) 治山事業の実施に関する方針	3 0
(4) 特定保安林の整備に関する事項	3 1
(5) その他必要な事項	3 1
3 鳥獣害の防止に関する事項	3 1
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関す る方針	3 1
(2) その他必要な事項	3 1
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	3 2
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	3 2
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	3 2
(3) 林野火災の予防の方針	3 2
(4) その他必要な事項	3 2
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	3 3

(1) 保健機能森林の区域の基準	3 3
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	3 3
第6 計画量等	3 4
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	3 4
2 間伐面積	3 4
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	3 5
4 林道の開設又は拡張に関する計画	3 6
(1) 市町村別内訳表	3 6
(2) 箇所別内訳表	3 7
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	4 1
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	4 1
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積	4 2
(3) 実施すべき治山事業の数量	4 3
6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期	4 4
第7 その他必要な事項	4 5
1 保安林その他制限林の施業方法	4 5
(1) 制限林の施業方法	4 5
(2) 森林の保護及び管理	4 8
2 その他必要な事項	4 8
(1) 水と緑の条例に関する事項	4 8

- 別表1 保安林の所在及び面積（市町村別内訳）
- 別表2 自然公園の所在及び面積（市町村別内訳）
- 別表3 その他制限林の所在及び面積（市町村別内訳）
- 別表4 重複指定制限林の所在及び面積
- 別表5 水源森林地域の所在及び面積

別添 参考資料

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び区域

子吉川森林計画区は、本県の南西部に位置し、北と東を雄物川地域森林計画区に、南は山形県に接し、西は日本海に臨み2市を包括する区域です。

計画区域の市町村	総土地面積	計画対象森林 (民有林) 面積
由利本荘市（本荘市、岩城町、矢島町、 由利町、西目町、鳥海町、 東由利町、大内町） にかほ市（仁賀保町、金浦町、象潟町）	(ha) 145,072	(ha) 81,645

注) () 内は旧市町村の名称

資料：総数は、国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村別面積調」

(2) 自然的条件

ア 地勢

本計画区の東部には小起伏山地と大起伏丘陵地から成る出羽山地が存在し、西部に行くに従いなだらかに傾斜し日本海に臨んでいます。また、南部には東北地方において2番目の標高を有する鳥海山(2,236m)を背にし、一級河川である子吉川が出羽山地から流れる芋川と由利本荘市平野部で合流し日本海に注いでいます。また、海岸北部には衣川、海岸南部には奈曽川及び白雪川が流れています。

本地域の急峻な山岳地帯は大部分が国有林で占められており、民有林においては一部に急峻なところがみられますが、全体的になだらかな地形となっています。

イ 地質及び土壌

本地域の地質は、グリーンタフ地質特有の新第三紀及びこれを被覆する鳥海山火山噴出物・泥流堆積物などの第四紀からなっています。出羽山地は第三紀新世安山岩類で、硬質泥岩、凝灰岩も多く、地域の東部には南北に走る断層の構造も見られます。日本海沿岸にそって飛砂が海岸砂丘を形成するとともに、子吉川下流の由利原、白雪川下流の平坦部及び日本海沿岸には広く鳥海山による火山泥流堆積物が分布しています。

土壌は褐色森林土が北部と東部に分布し、腐植に富んだ埴土又は壤土からなり、林地生産力は高くなっています。鳥海山山麓の山麓や台地には黒ボク土が分布していますが、過去の機械力による農場造成等により、腐植に富む表土が失われている地域もあり、林地生産力向上のための対策が必要な地域も見受けられます。

ウ 気象

気象は、海岸部と内陸部とではかなりの違いがあり、海岸部の本荘地域では最近10年間の年平均気温12.8℃、平均年間降水量は1,852mmで、平均最深積雪は34cmとなっているのに対し、内陸部の矢島地域では年平均気温11.7℃で、平均年間降水量は2,211mm、最深積雪は98cmと多くなっています。

このように海岸部では、積雪量が少ないのに対し、内陸部では積雪量が多く、林木の生育は海岸部と内陸部で違いが見られます。

区 分	気 温 (℃)			年降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	観測地点
	最高	最低	年平均			
海岸部	35.9	-7.0	12.8	1,852	34	本荘
内陸部	34.9	-8.8	11.7	2,211	98	矢島

資料：気象庁ウェブサイト（平成 27 年～令和 6 年）

（３）社会経済的条件

ア 交通立地

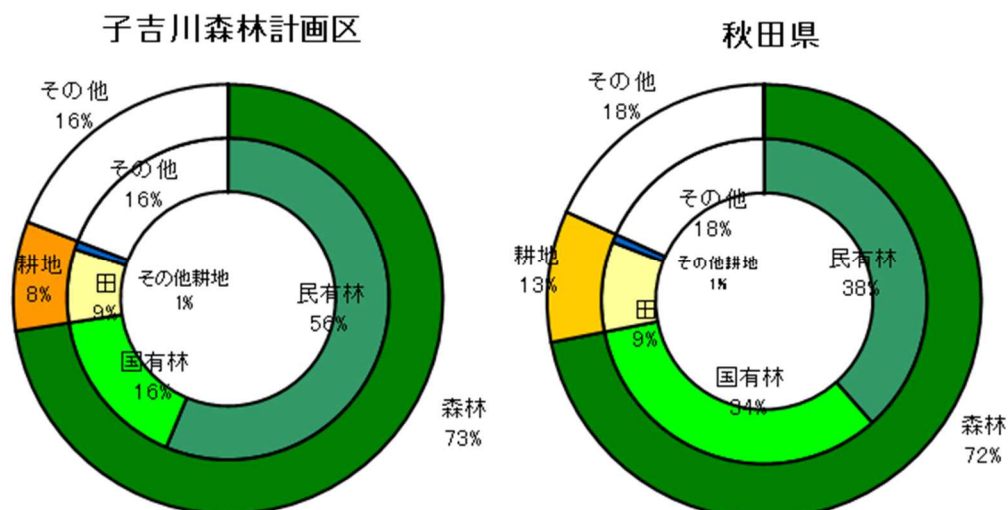
鉄道は、海岸沿いに秋田市に至るＪＲ東日本旅客鉄道の羽越本線が縦走し、内陸部は「由利高原鉄道鳥海山ろく線」が旧本荘市と旧矢島町を結んでいます。

主要な道路は、羽越本線に沿って南北に国道 7 号線及び日本海東北自動車道が貫通し、この幹線道に国道 105 号・107 号・108 号が連結し東部へと延び、地域内の住民生活及び経済活動の基盤となっています。

イ 土地利用の現況

本計画区の総面積は 145,072ha で県土面積の約 12%を占め、森林が 73%、耕地が 8%、その他 19%となっています。

森林面積の占める割合は県平均並の 73%ですが、民有林の占める割合が県平均 38%と比較して 56%と高い地域です。



資料：国土地理院「令和 7 年全国都道府県市町村別面積調」

2020 農林業センサス、東北森林管理局計画課、秋田県森林資源造成課

ウ 産業経済

産業別就業者数は第一次産業が 10%、第二次産業が 33%であり、第三次産業が 57%となっており、第一次産業は県平均に近いものの、第二次産業の就業者の割合は県平均を 18ポイント上回っています。これは、仁賀保地域を中心とした電子関連企業によるものです。

この、第二次産業の総生産額は県平均を上回る 53%となっており、県内の他流域に比べて第二次産業の割合が高いのが特徴です。

(4) 子吉川森林計画区の現況

ア 森林・林業・木材産業の特色

子吉川森林計画区の森林面積は、105,268ha で、県内の森林面積の 13%を占めています。

民有林面積 81,645ha のうち人工林面積は 48,336ha で、人工林率は 59%と県平均の 57%を上回っております。

樹種別面積ではスギの比率が高く、人工林の 93%を占めています。天然林では、98%が広葉樹林で、コナラを主体とした林分が広く分布しています。

流域の中核的な役割を担う「本荘由利森林組合」を中心に、秋田スギの木材供給基地として、生産基盤の強化が図られています。

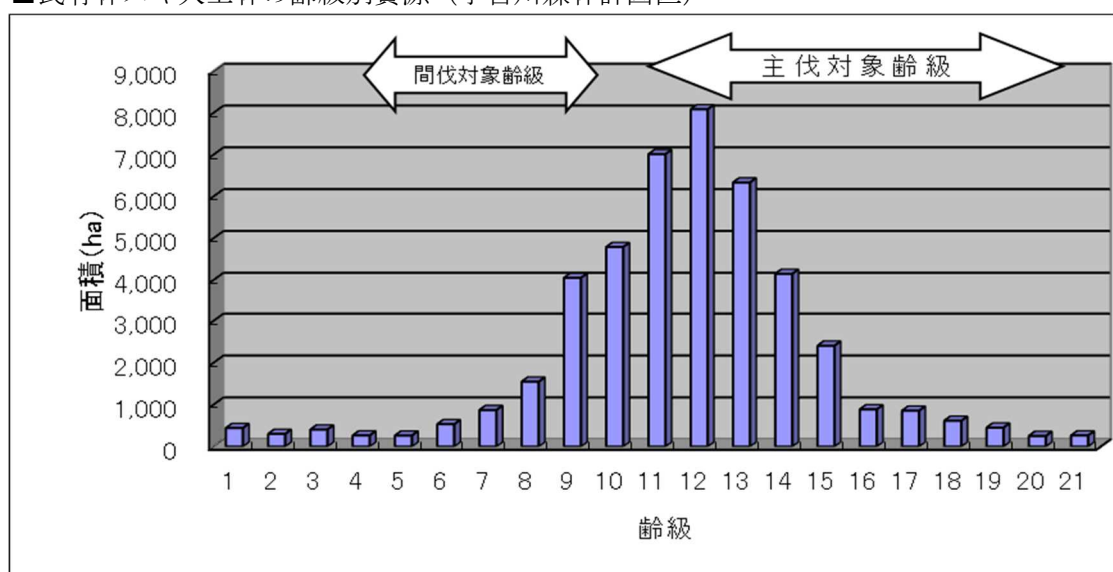
イ 森林・林業・木材産業の課題

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、森林による二酸化炭素の吸収や木材による炭素の貯蔵効果に期待が高まる中、「伐って・使って・植えて・育てる」という森林資源の循環利用により、林業・木材産業の成長産業化を実現することが重要になっています。

そのため、原木需要の増加を見据えた素材生産体制の整備、県産材の利用及び販路の拡大、再造林の推進による資源の平準化等に取り組む必要があります。

また、県民の財産や生活環境を守る安全・安心な地域づくりのため、森林の有する公益的機能の維持・発揮を重視した森林整備を進めるとともに、災害に強い森林づくりを進める必要があります。

■ 民有林スギ人工林の齢級別資源（子吉川森林計画区）



資料：森林資源造成課

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前期5か年分の伐採立木材積、人工造林及び天然更新別の造林面積、間伐面積、林道の開設又は拡張、保安林の整備及び治山事業の実行結果の概要及びその評価は以下のとおりです。

(1) 伐採立木材積

(単位 材積：千 m^3 、実行歩合：%)

区分	計画		実行		実行歩合	
	主伐	間伐	主伐	間伐	主伐	間伐
総数	898	740	779	444	87	60

【評価】

前計画期後半、木材需要の減少により、原木の受け入れ制限が続いたことから、針葉樹（スギ）の伐採控えがあり、主伐・間伐ともに計画を下回りました。

(2) 間伐面積

(単位 面積：ha、実行歩合：%)

区分	計画	実行	実行歩合
間伐面積	13,528	2,261	17

【評価】

間伐面積の実行率は木材需要の減少や主伐へシフトしたことから17%と計画量を下回った実績となりました。適正な森林管理及び木材の安定供給の両面から間伐の推進は重要であり、整備を進める必要があります。

(3) 人工造林・天然更新別面積

(単位 面積：ha、実行歩合：%)

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
2,400	1,316	55	1,200	631	53	1,200	685	57

【評価】

針葉樹（スギ）の伐採が計画どおり行えなかったことにより、人工造林の計画に対する実行歩合は55%でした。県が令和4年度から開始した再造林拡大の取組により、年々人工造林面積が増加していますが、森林の公益的機能の確保と資源の循環利用のためには再造林を計画的に行っていく必要があります。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

(単位 開設, 舗装 : km、改良 : 箇所数、実行歩合 : %)

区分	計画			実行			実行歩合		
	開設	拡張		開設	拡張		開設	拡張	
		改良	舗装		改良	舗装		改良	舗装
総数	29.0	20	30.1	10.7	0	3	37	0	10

【評価】

林道の開設・拡張の実績は、計画に比べて非常に低位となっています。これは、予算の制約や地元の合意形成に時間を要することが原因となっています。

林内路網の整備は林道と森林作業道を組み合わせながら実施されており、森林作業道の整備は県内の独自目標を達成しています。

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定の面積

(単位 面積 : ha、実行歩合 : %)

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	18,514	16,573	90	12	28	233
水源かん養	13,267	11,871	89	5	27	540
災害防備	5,193	4,723	91	6	1	17
保健風致等	687	662	96	1	0	0

※保健風致保安林は他の保安林と重複するものがある

【評価】

森林の有する公益的機能の発揮が特に必要な森林について、保安林指定を推進した結果、概ね計画量どおりとなりました。鳥海ダムの建設に伴い保安林解除が進んだことから、解除面積は計画を上回りました。

イ 保安施設事業

(単位 地区数 : 件、実行歩合 : %)

区分	計画	実行	実行歩合
治山事業施行地区数 (箇所)	111	32	29

【評価】

治山事業施行地区数は計画を下回りましたが、崩壊の危険性の高い箇所や公益的な機能を高度に発揮させる必要のある箇所を優先して整備を行いました。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、木材等の林産物を供給するとともに、水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮を通じて、県民の生活と深く結びついてきました。

県では平成 15 年 3 月に制定した「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（愛称：水と緑の条例）に基づき、本県の豊かな「水と緑」を守り、創造し、これを次の世代に引き継いでいくことを基本理念として、施策を実施してきました。

また、平成 28 年 3 月に制定した「秋田県木材利用促進条例」に基づき、地元の木材を優先的に活用することを目指した「ウッドファーストあきた」の取組を推進することで、林業・木材産業の振興と地域社会の活性化を図っていくこととしています。

近年、これらに加え、保健・文化・教育的な利用の場として、また、生物多様性保全の機能の発揮や、地球温暖化防止に貢献する二酸化炭素の吸収機能等、森林の持つ多面的機能への期待が高まるなど、県民の森林に対する要請はますます多様化してきています。

このような期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくためには、生態系としての機能に注意を払いながら、持続可能な森林経営を推進することが重要となっています。

本県が令和 4 年 4 月に宣言した、2050 年カーボンニュートラル宣言の実現に向け、森林による二酸化炭素の吸収や木材による炭素の貯蔵効果に期待が高まる中、「伐って・使って・植えて・育てる」という森林資源の循環利用により、林業・木材産業の成長産業化と森林の有する多面的機能の持続的な発揮の両立が重要となっています。

まず、原木需要の拡大に対応するため、原木の安定供給に向け、林道及び林業専用道、森林作業道などの路網整備を推進するとともに、高性能林業機械の導入や I C T 活用による作業システムのスマート化を促進します。

また、県産材利用の向上のため、住宅・非住宅分野での利用拡大や、国内外での販路拡大に取り組みます。

さらに、森林資源量の確保及び平準化に向け、林業経営体への造林地の集積、低コスト・省力造林技術の普及・定着、エリートツリーを含む苗木の安定供給体制の整備、森林由来の J ークレジットの普及などの総合的な対策により再造林を促進します。

加えて、即戦力となる林業技術者の養成により、次代の秋田の林業をリードする人材の育成・確保を図ることとしています。



(1) 計画策定の基本目標

① 森林資源の循環利用

【木材生産機能を重視する森林】

＜森林整備の基本方針＞

- 林木の健全性を確保し、施業の団地化を進めるため森林経営計画による施業の集約化の促進を進めます。また、高性能林業機械の導入を推進し、低コストで効率的な木材生産を推進します。
- 将来にわたり木材の安定的な供給を確保し、質的な資源の充実を図るため、間伐等の森林整備を実施します。また、伐採跡地については再造林等により適切な更新を図ります。
- 計画的な森林施業の実施と林産物の円滑な搬出等のため、効率的な路網配置を推進し、自然環境の保全や景観との調和にも十分配慮します。



木材生産機能森林

② 森林の公益的機能の発揮

【土砂の流出や山崩れ等の山地災害防止機能の発揮を期待する森林】

【水資源を保持し、渇水を緩和するとともに洪水流量等の調整機能を重視する森林】

【大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な自然環境の保全機能を重視する森林】

【森林体験活動の場や健康づくりの場として、森林とのふれあい機能を重視する森林】

＜森林整備の基本方針＞

- 樹根や表土の保全に留意しながら適切な保育・間伐などの森林施業を実施し、高齢級の森林への誘導や伐採面積の縮小及び箇所分散を図ります。
- 山地災害の危険性の高い地域では、保安林の指定や適切な管理を推進するとともに必要に応じて山地災害を防ぐ施設を整備します。
- 森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じた適切な森林整備を推進します。
- 原生的な森林や重要な野生生物の生息地である森林については、自然の推移に委ねます。
- 都市近郊や里山等の森林については、広葉樹と針葉樹の混交林化等の育成複層林施業を進めます。
- 身近な自然や自然とのふれあいの場を提供している森林については、必要に応じて歩道やキャンプ場等保健休養施設を整備します。



水源かん養機能森林



山地災害防止機能森林



生活環境・保健文化機能森林

(2) 主な計画量の概要

① 立木の伐採に関する事項

森林資源の構成と木材の需要動向から伐採量を次のとおり計画します。伐採に当たっては、整備目標森林に応じた適切な伐採方法及び伐採時期を選択することとします。

単位：材積千 m^3

区 分	総 数	主 伐	間 伐
針葉樹	2,794	1,884	910
広葉樹	299	299	—
計	3,093	2,183	910

※計画期末は令和 18 年 3 月 31 日

② 造林及び保育に関する事項

人工造林樹種については、その森林の重視する機能や自然環境に十分考慮するとともに、整備目標森林へ誘導するための保育管理を徹底します。天然更新についても同様に自然条件を考慮し、速やかな更新を図ることとし、必要に応じて更新促進のための更新補助作業を実施することとします。

単位：ha

総面積	人工造林	天然更新
6,058	3,168	2,890

※計画期末は令和 18 年 3 月 31 日

③ 林道開設及び林産物の搬出に関する事項

開設する林道の路線位置及び構造は、利用区域森林の重視する機能とその保全に十分配慮し、森林資源の状況及び造林、保育、間伐、伐採等の施業の効率性、利用区域の規模等を勘案して計画します。木材生産機能を重視する森林においては、林道開設と併せて作業路網を整備し効率的な作業システムによる森林整備と木材生産を推進することとします。

単位（延長：km）

区 分	開 設		拡 張		
	路線数	延 長	改 良 箇所数	舗 装	
				路線数	延 長
総 数	21	44.1	69	29	93.1

④ 保安施設に関する事項

（保安林の配備計画）

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積を次のとおり計画します。

単位：ha

実面積	水源かん養保安林	災害防備等保安林	保健風致等保安林
19,643	14,190	5,410	714

注）実面積は2種類以上の重複を除いた面積

※計画期末は令和18年3月31日

（保安施設等整備計画）

災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりのため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工等の治山施設の整備を次のとおり計画します。

治山事業施行地区数	117箇所
-----------	-------



県民参加の森づくりの推進（植樹活動）



Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

区 分			面 積 (ha)	備 考
総 数			81,645	()内は
市 町 村 別 内 訳	市町村名			旧市町村名
	由利本荘市	(本 荘 市)	10,292	
		(矢 島 町)	6,741	
		(岩 城 町)	7,997	
		(由 利 町)	6,303	
		(西 目 町)	2,104	
		(鳥 海 町)	14,936	
		(東 由 利 町)	9,833	
		(大 内 町)	12,053	
		合 計	70,259	
	にかほ市	(仁 賀 保 町)	4,142	
		(金 浦 町)	535	
		(象 潟 町)	6,708	
		合 計	11,385	

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。
- 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。
- 3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林資源造成課及び由利地域振興局農林部森づくり推進課です。
- 4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

全国森林計画に即して、全般に積雪量が多く地質的にも脆弱な山地が多い本計画区については、山地災害防止機能・土壌保全機能の維持増進に配慮し、適切な間伐等の実施や適確な更新を確保するとともに、花粉発生源対策を加速化するほか、天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林を維持することとします。

また、地質や積雪など地域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとします。

加えて、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を推進することとします。

なお、各機能を発揮する上で望ましい森林の姿は次のとおりとします。

森林の有する機能	望ましい森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設等が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生態種が生育・生息している溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、

森林の有する水源^{かん}涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・森林レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮します。

また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。

あわせて、野生鳥獣による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ります。

また、秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年条例第61号）に基づき水源森林地域に指定された森林を、水源^{かん}涵養機能森林の中で重ねて設定することとします。

なお、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

※ 地域森林計画においては、森林の有する国土の保全、水源^{かん}涵養、自然環境の保全
公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを、「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現します。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の基本方針
水源 ^{かん} 涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源^{かん}涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。 ダム等の利水施設上流部等において、水源^{かん}涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
水源森林地域	水源森林地域は、水源^{かん}養保安林、市町村森林整備計画で水源^{かん}涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、市町村、水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について、市町村の意見を踏まえて指定することとします。

		指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととします。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能		山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとします。
快適環境形成機能		県民の日常生活に密接に関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。
保健・レクリエーション機能		観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
文化機能		史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成されている森林がバランス良く配置されていることを目指すこととします。 とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
木材等生産等機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。 具体的には、木材等の林産物の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとします。

- 注) 1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御でききないため、期待される時に必ずしも効果が発揮されるものでないことに留意する必要があります。
- 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能がありますが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要があります。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定めます。

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林 (ha)	48, 182	47, 532
	育成複層林 (ha)	372	1, 394
	天然生林 (ha)	31, 847	31, 475
森林蓄積 (m ³ /ha)		331	338

- 注) 1 現況は令和7年3月31日現在の数値です。
- 2 森林蓄積は、立木地の蓄積です。
- 3 「育成単層林」とは森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林です。
- 4 「育成複層林」とは森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林です。
- 5 「天然生林」とは主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林です。

2 その他必要な事項

森林の整備及び保全の推進に当たっては、国、県及び市が十分な連携を取りながら、森林の有する多面的機能を高度に発揮するよう、一体的な森林の整備及び保全に努めるものとします。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとします。

なお、主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切に実施することとします。

ア 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

イ 伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。

伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。

ウ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとします。

エ 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図ることとします。

オ 択伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導し森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する事を勘案して行うこととします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

市町村森林整備計画で定める「樹種別の立木の標準伐期齢」についての指針は、主要樹種ごとの平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとします。

標準伐期齢の基準

地 区	樹 種 (年)						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
子 吉 川 地 域 森 林 計 画 区	50	40	40	35	50	60	25

注) 標準伐期齢は地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期の指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。
また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

(3) その他必要な事項

木材等生産機能森林においては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りながら持続的・安定的に木材等を生産するために、成長量程度の伐採を行うこととします。

また、公益的機能を維持増進する必要のある森林については、市町村森林整備計画において伐採方法を特定し、環境に配慮した伐採に努めるものとします。

なお、保安林及び保安施設地区内森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林については、制限の目的の達成に必要な施業を行うこととするとともに、生物多様性の保全などにも配慮した伐採を行うこととします。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の対象樹種」についての指針は、自然条件、既往の造林地の生育状況、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合する適地適木を旨とし、木材需要も勘案のうえ、造林が容易で健全に生育し、材質等に優れている樹種を選定するものとし、針葉樹はスギ、カラマツを主体に、広葉樹はケヤキ、ブナ、ナラ類等の有用広葉樹を主体とします。

また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとします。

なお、苗木の選定については、成長の優れたエリートツリー等の苗木や花粉発生源対策として、少花粉スギなど花粉の少ない苗木の導入及び増加に努めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

① 人工造林の植栽本数

植栽本数は、下表の植栽本数を標準とします。

樹 種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）
ス ギ	疎密度仕立て（収量比数0.5）	1,500～2,100
	疎～中庸密度仕立て（収量比数0.6）	2,101～2,500
	中庸密度仕立て（収量比数0.7）	2,501～3,000

スギ以外の樹種は、林地の生産力、自然条件を考慮して定めるものとします。

また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとしますが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとします。

② 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

雑草木やササ、つる等はできるだけ地際より丁寧に伐倒又は刈払いし、散乱している末木枝条と共に等高線沿いに筋条に集積するか、又は植栽地外に集積することとします。

また、伐採や採材などに使用する林業機械を活用して、人工造林作業の効率化を図ることとします。

b 植付け方法

植栽時期は春又は秋植えとするとともに、極力乾燥時期を避け、必要に応じ植え穴を大きくし丁寧植えを行うなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林資源の積極的な造成と共に、林地の荒廃を防止するため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林において人工造林を伴うものにあつては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の有する公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間で更新を図ることとします。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「天然更新の対象樹種」についての指針は、自然条件、既

往の生育状況を勘案し、健全に生育し、材質等に優れている樹種とし、次のとおりとします。

針葉樹及びブナ※、ナラ類※、クルミ類、クリ※、ケヤキ、ホオノキ※、サクラ類※、カエデ類※、トチノキ、シナノキ、センノキ、カンバ類等の広葉樹であって将来その林分において高木となりうる有用樹とします。

※は、ぼう芽更新が可能な樹種

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「天然更新の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

- a ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所では、かき起こしや、末木枝条類の除去を行うこととします。
- b ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所では、刈払いを行うこととします。
- c 天然稚樹等の生育状況を勘案し、天然更新の不十分な箇所には必要な本数の植込みを行うこととします。
- d ブナは種子の結実及び林床条件を考慮して、天然稚樹の発生、育成を促す地表処理、刈出し等の作業により更新を図ることとします。
- e ナラ類のぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる3年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～5本を目安として、芽かきを行うこととします。
- f アカマツは伐採前又は伐採後に地床処理による天然更新補助作業を行うこととします。
- g 伐採の一定期間の後に更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実な更新を図ることとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」についての指針は、「秋田県天然更新完了基準書（秋田県地域森林計画編成業務要領）」に基づき、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで林地の更新状況を確認し、更新完了を判断することとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しないなど、確実な天然更新が期待できない森林については、植栽により更新を確保するものとします。

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民からの社会的要請などを勘案し、市町村森林整備計画において定めることとします。

- a ぼう芽更新に適した立木が存在しない森林
- b 天然下種更新に必要な母樹が存在しない森林

- c 天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況が芳しくない森林
- d 林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況から、有用天然木の稚樹の育成が期待できない森林
- e 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の進入が期待できない森林

(4) その他必要な事項

木材等生産機能森林については、森林資源の早期回復、公益的機能の維持を図るため、(1)のイに定める人工造林又は(2)のイに定める天然更新の指針により、確実な更新を確保することとします。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」の指針は、森林計画区の標準的な森林の自然条件、既往の間伐方法を勘案し、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

なお、標準的な間伐の時期、回数、方法等については次表を標準とします。また、1回当たりの間伐率は概ね本数率で30%とします(材積で35%以内)。

特に、高齢級の森林における幹月に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

生産目標	主伐までの目標
良質材生産	節などの形質の悪い木がない良質な小～中径材の生産を目指す
一般材生産	植栽や間伐のコストを抑えて、低コストな生産を目指す
大径材生産	天然秋田スギの代替えになるような良質な大径材の生産を目指す

樹種	生産目標 (植栽本数)	伐期 (年)	仕立て 方法	間伐の時期(年)							備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
スギ	良質材生産 (3,000本)	50	中庸密度 仕立	11～15	21～25	26～30	31～35	36～40			
		80		11～15	21～25	26～30	31～35	41～45	51～55	61～70	
	一般材生産 (3,000本)	50	中庸密度 仕立	16～20	21～25	26～30	36～40				
		80		16～20	21～25	26～30	36～40	51～60			
	一般材生産 (2,500本)	50	中庸～疎 密度仕立	16～25	26～30	36～40					
		80		16～25	26～30	41～45	56～65				
	一般材生産 (2,100本)	50	疎密度 仕立	16～25	31～40						
		80		16～25	31～40	46～55	56～65				
	大径材生産 (3,000本)	100 以上	中庸密度 仕立	16～20	21～25	26～30	36～40	51～60	66～75	81～90	

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「保育の種類別の標準的な方法」についての指針は、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、森林計画区における既往の保育方法を勘案して次表を標準とします。

＜スギ人工林の保育の目安＞

	施業種	林 齢																												備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22	26	30						
良質材生産	下 刈	○	◎	◎	○	○	○	○	△	△	△																			
	除 伐										○					○														
	枝打ち														○			○					○	○	○	枝下高8.0m				
	つる切り										○				○															
	雪起し		△	△	△	△	△	△																						
一般材生産	下 刈	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△																			
	除 伐											○					△													
	枝 打															○						○				枝下高4.0m				
	つる切り												○																	
	雪起し											○					○										雪害木は除伐時に対応			

◎：年2回実施 ○：年1回実施 △：必要により実施

ア 下刈り

目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行います。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断します。

イ 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行います。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

(3) その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、災害の防止に努めるものとします。

また、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図ることとします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画で定める「公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域における森林施業の方法」に関する指針は次のとおりとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、第2の1の(1)に示す森林の有する機能のうち、水源かん養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、森林の機能と森林の整備及び保全の基本方針を踏まえつつ、これら森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することを基本とします。

また、区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように施業方法を定めることとします。具体的には、別表の保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する森林の自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）、等を参考にして、その機能の高度発揮が求められている森林について、一体的な森林整備を踏まえて定めることとします。

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業 森林の名称	区域の設定基準	施業の方法に関する指針
水源 ^{かん} の涵養の機能 の維持増進を図る ための森林施業を 推進すべき森林 (水源 ^{かん} 涵養機能)	①地形 a 高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 溪床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 ②気象 a 年平均又は季節的降水量の多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 ③その他 a 大面積の伐採が行われがちな地域	伐期の間隔の拡大のほか、 皆伐を行う場合にあって は伐採面積の規模縮小
土地に関する災害 の防止及び土壌の 保全の機能の維持 増進を図るための	①地形 a 傾斜が急な箇所 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 c 山腹の凹曲部等地表流水又は地中水	①人家、農地、森林の土地 又は道路その他の施設 の保全のため伐採の方 法を定める必要がある

森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止機能／土壌保全機能)	の集中流下する部分を持っている箇所 ②地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 c 破砕帯又は断層線上にある箇所 d 流れ盤となっている箇所 ③土壌等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所 b 土層内に異常な帯水層がある箇所 c 石礫地から成っている箇所 d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所	森林については、複層林施業を行う。 ②適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行う。
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能)	①都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 ②市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 ③気象緩和、騒音防止等の機能を發揮している森林	①生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を行う。 ②適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行う。
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)	①湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 ②紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるものの ③ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 ④希少な生物の保護のため必要な森林	①自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を行う。 ②適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行う。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形・地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域については、災害が発生する恐れが少ない人工林を中心として、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近いなどの条件等を勘案して設定することとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域について重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように施業方法を定めることとします。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。また、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう努めることとします。

なお、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、長伐期化を含めた伐採時期の多様化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採することとします。

(3) その他必要な事項

公益的機能別森林施業の設定に当たっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めることとします。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進することとします。

また、林道及び林道専用道の整備については、自然条件や社会条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進することとします。

特に、林道及び林業専用道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進することとします。

また、平成24年3月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づ

き県が定める林道等整備計画と市町村森林整備計画の整合性に配慮することとします。

既設林道及び林業専用道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図ることとします。

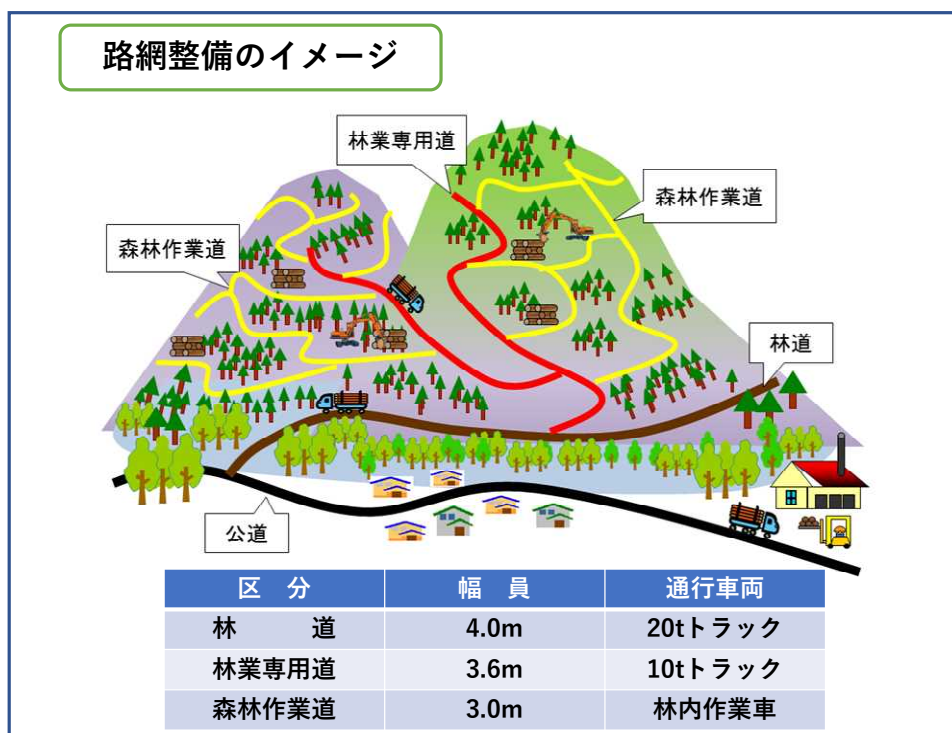
○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	157	361
うち林業専用道	4	8

(注) 1 「基幹路網」とは、林道及び林業専用道を言います。

2 出典：令和6年度版秋田県林業統計ほか



(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

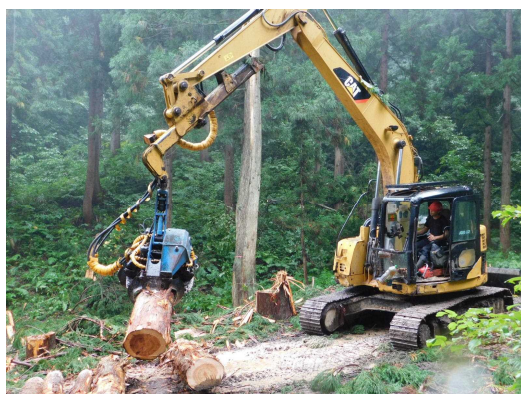
林道等路網の整備に当たっては、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、林道及び林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとしてします。

その際、傾斜区分別の目指すべき路網密度の水準、作業システムは次のとおりとします。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度	作業システム（高性能林業機械）		
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系	110m/ha以上	〔伐木・造材〕 ハーベスタ	〔搬出〕 フォワーダ	
中傾斜地 (15°～30°)	車両系	85m/ha以上	〔伐木・造材〕 ハーベスタ	〔搬出〕 フォワーダ	
	架線系	25m/ha以上	〔集材〕 スイングヤード	〔造材〕 プロセッサ	〔搬出〕 フォワーダ
急傾斜地 (30°～35°)	車両系	60<50>m/ha以上	〔造材〕 プロセッサ	〔搬出〕 フォワーダ	
	架線系	20<15>m/ha以上	〔集材〕 スイングヤード	〔造材〕 プロセッサ	〔搬出〕 フォワーダ
急峻地 (35°～)	架線系	5m/ha以上	〔集材〕 タワーヤード	〔造材〕 プロセッサ	

注1 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。



ハーベスタ作業（伐木・造材）



フォワーダ作業（搬出）

（3）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

間伐等の森林施業を実施する計画があり、基幹路網を開設する必要がある区域や、森林施業を実施することが望ましいものの既設林道がなく基幹路網の開設が必要な区域を、市町村森林整備計画における「路網整備推進区域」として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備にあたっては、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網整備に当たっては、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 24 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本とし、県が定める林業専用道取扱指針及び森林作業道作設指針に則り開設することとします。



林 道



林道（林業専用道）

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行うこととします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

アを踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林については、市町村森林整備計画における定に従うこととします。

この場合の搬出方法は、地表の損傷を極力避けるため、架線集材等による集材を採用することにより、重機械類の林内走行を極力控え、集材路等についても既存路網の使用を主体に路網の新設を最小限にとどめるようにします。

(6) その他必要な事項

林道等路網の開設にあたっては、効率的な森林施業を実施するため、土場、作業施設その他森林整備に必要な施設の整備と一体となって計画的に実施するものとします。

また、民有林と国有林が隣接している地域などについては、民有林・国有林で連絡調整を図りつつ、効率的な路網整備を進めることとします。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の整備及び保全を着実に実施するため、計画区内の市、森林・林業・木材産業等関係者の合意形成を図りつつ、次の事項について、計画的かつ総合的に推進することとします。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。

あわせて、航空レーザ測量等により整備した情報の公開を促進し、面的な集約を進めることとします。

このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナー及び森林所有者に造林地の集積の働きかけを行う「あきた造林マイスター」の育成を進めます。

また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を推進することとします。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図ることとします。

さらに、効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進することとします。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進することとします。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業従事者の養成及び確保については、就業相談会の開催、秋田県林業トップランナー養成研修（愛称：秋田林業大学校）で学ぶ研修生や新規就業者、現場技能者に対し、知識・技術の習得等を段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組めます。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並み所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ります。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む

こととします。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図ることとします。その際、ICTの活用等により、木材の生産管理の効率化に努めることとします。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を図るため、リースやレンタルの活用、共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むこととします。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用の促進のための施設の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保護を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めることとします。また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

平成28年4月に施行した「秋田県木材利用促進条例」及び「木材利用の促進に関する指針」を踏まえ、木材の優先利用を働きかける「ウッドファースト」を展開しながら、公共建築物の木造・木質化の推進や、県産木材利用の促進や県産木材製品の需要拡大を図るほか、国内販売や輸出に向けた取組を推進することとします。

また、地域においても工務店等がグループ化し、住宅における県産木材製品の利用拡大を図るとともに、公共土木事業において間伐材を中心として木質資材の活用を推進することとします。

加えて、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させる森林経営に取り組み、生態系や土壌、水資源の保全などの基準を満たしている森林や事業体の管理・経営に対する森林認証の取得を推進し、秋田スギ等のブランド力向上を図り、業界と行政が一体となって県産材供給に向けた取組みを推進することとします。

ア 木材流通の合理化

当計画区の1原木市場については、価格形成や需給調整の機能の向上を図ることで、多様なニーズに応じた流通体制を整備するとともに、山土場から隣接する計画区の大規模製材工場等への直送システムによる効率化を図ることで、原木の安定供給体制の構築に向けた取組を推進することとします。

イ 生産体制の整備と利用の促進

当計画区内の製材工場は一次製材加工が大半を占めています。木材利用推進のため、乾

燥材など安定した品質の製品を生産し、首都圏を中心とした消費地への販売を強化することとします。

また、今後需要拡大が必要な非住宅分野については、地域の工務店や設計会社等との連携を進め、公共建築物等への木製品の利用拡大を図ります。さらには、公共土木利用における間伐材等の県産材の積極的な活用を推進することとします。

ウ 関係者の合意形成

子吉川流域林業活性化センターが中心となり、川上から川下までの林業・木材産業が一体となって合意形成に努め、付加価値の高い木材・木製品を安定的に供給できる基地づくりを目指します。

(6) その他必要な事項

森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進することとします。

また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進します。また、自伐林家や地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等、森林の施業の合理化を推進することとします。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質の変更に当たって水資源のかん養、土砂の流出、崩壊防止上特に林地の保全に留意すべき森林を地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案して次のとおり定めます。

○樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の市別面積

単位:ha

区 分	面 積	留意すべき事項
総数	20,345	1. 保安林等制限林 制限林については、制限林の施業方法によるものとする。 2. その他の地域 森林内の地表や土壌の攪乱及び林床の破壊防止に留意するものとする。
由利本荘市	15,215	
にかほ市	5,130	

注) 森林の地区は参考資料2(5)の制限林の種類別面積と同一です。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 該当ありません。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和を図り、地域における飲用水等の水源として依存

度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

また、土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずることとします。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮することとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとします。

（４）その他必要な事項

土砂の流出や崩壊の恐れがある地域については、樹根等による土壌保全機能を高めるため、複層林施業や長伐期施業を推進することとします。

２ 保安施設に関する事項

（１）保安林の整備に関する方針

森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

（２）保安施設地区の指定に関する方針

森林の災害復旧等を治山事業（保安施設事業）で実施するためには、原則保安施設地区の指定が必要ですが、保安施設地区の指定の有効期間の満了時に森林であるものは引き続き保安林として管理されることなどから、通常は保安林の指定が確実である場合は、保安施設地区の指定を省略して差し支えないこととしています。

しかしながら、土地の権利の調整や法令にかかる制限の調整等、保安林指定に時間を必要とする場合は、治山事業実施の緊急性を踏まえて、必要な限度において保安施設地区の指定を行うこととします。

（３）治山事業の実施に関する方針

近年の大雨の激化・頻発化による土砂流出及び山腹崩壊の激甚化等、災害の発生形態の

変化などを勘案し、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立って、本数調整伐や植栽などの森林整備や溪間工、山腹工、地下水排除工、海岸防災林の整備・保全など、災害に強い地域づくりに関する取組を実施することとします。

なお、その際、流域治水の取組と連携し浸透・保水機能を維持・向上させる施策、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採などの施策、津波に対する多重防御の一つとしての海岸防災林の整備に関する施策を推進することとします。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

保安林の指定目的に即して機能していないと認められる保安林については、特定保安林として指定し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。特に、造林、保育、伐採その他施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、関係市等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整等、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うこととします。また、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとします。

3 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画で定める「鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法」に関する方針は次のとおりとします。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害のある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがある森林等、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき区域を定め、鳥獣害対策を推進することとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることに努めることとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事

業体や森林所有者等からの情報収集等に努めることとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林の病虫害の駆除及び防除については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林及び針広混交の育成複層林の造成等により抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。この実施に当たっては、地域住民の憩いの場でもある海岸松林の保全・再生に向け、ボランティア等との協働により対策を推進することとします。

また、ナラ枯れ被害については、市と連携し徹底した監視を行うとともに、「守るべきナラ林」及び重点地域の防除対策を実施し、加えて、ナラ林の若返りを図るための伐採を促進し、国有林とも連携を図りながらナラ枯れに強い森林を育成するなど、被害対策を推進することとします。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

ニホンジカを目撃情報が増加していることから、関係行政機関等で情報収集と共有化を図ることとします。

一方で、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進することとします。

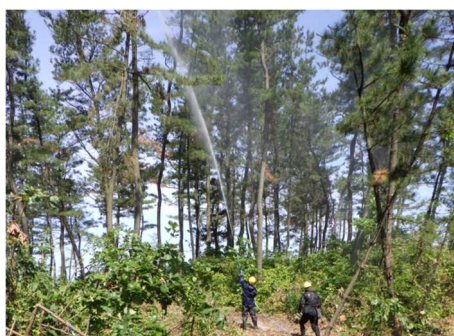
(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、山火事パトロール等を適宜実施するなど、関係者が一体となり、巡視・啓発活動を推進することとします。

また、森林病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施に当たっては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うよう、普及啓発に努めることとします。

(4) その他必要な事項

森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護等に関しては、民有林・国有林間での情報共有など連携を図りながら効果的な推進に努めることとします。



松くい虫被害防除（地上散布）



松くい虫被害防除
(ボランティアによるマツ樹幹注入)

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能と文化機能の高い森林につきその保健機能を高度に発揮させるため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法の施行について」（平成2年5月16日付け2林野企第38号農林水産事務次官依命通知）の第5の1から3までに掲げる事項に留意することとします。

なお、市町村森林整備計画で定める「森林の保健機能の増進に関する事項」についての指針は、次のとおりとします。

（1）保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとします。

（2）その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源のかん養、県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、複層林施業及び広葉樹林の育成など、森林の特色を踏まえて多様な施業を積極的に実施することとします。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。

また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木に当たってはその樹高）を定

めることとします。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び県土の保全に適切な配慮を行うこととします。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、次のとおりとします。

単位：千³m

区 分	総 数			主 伐			間伐	
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	
総 数	3,093	2,794	299	2,183	1,884	299	910	
	前半5カ年の計画量	1,534	1,407	127	1,079	952	127	455
	後半5カ年の計画量	1,559	1,387	172	1,104	932	172	455
市町村 別内訳	由 利 本 荘 市	2,647	2,386	261	1,869	1,608	261	778
	に か ほ 市	446	408	38	314	276	38	132

2 間伐面積

間伐面積については、次のとおりとします。

単位：ha

区 分		間伐面積
	総 数	17,170
	前半5カ年の計画量	8,585
	後半5カ年の計画量	8,585
市町村別内訳	由 利 本 荘 市	14,679
	に か ほ 市	2,491

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、次のとおりとします。

単位：ha

区 分	人工造林	天然更新	総数
総 数	3,168	2,890	6,058
前半5カ年の計画量	1,542	1,347	2,889
後半5カ年の計画量	1,626	1,543	3,169
市町村別内訳			
由利本荘市	2,708	2,518	5,226
にかほ市	460	372	832

注) 人工造林：天然生林→育成単層林、未立木地造林
 ：育成単層林→育成単層林
 ：育成単層林→育成複層林、育成複層林→育成複層林
 天然更新：ぼう芽更新（育成単層林→育成単層林）、
 ：天然下種更新（育成単層林→育成単層林、
 育成単層林→育成複層林、育成複層林→育成複層林、
 天然生林→育成複層林）
 ：天然下種更新（天然生林→天然生林）



伐採跡地での植樹作業

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 市町村別内訳表

ア 市町村別内訳表

単位（延長：km、面積：ha）

区 分	開設（新設・改築）			拡 張			備 考
	路線数	延 長	利用面積	改 良 箇所数	舗 装		
					路線数	延 長	
総 数	21	44.1	2,408	69	29	93.1	
前 期	11	24.4	1,185	16	9	30.0	
後 期	10	19.7	1,223	53	20	63.1	
由利本荘市	12	31.0	1,535	61	25	79.9	
にかほ市	9	13.1	873	8	4	13.2	
合 計	21	44.1	2,408	69	29	93.1	

注）前期の路線数及び利用面積には、前期・後期にまたがる路線も含む。



林道の開設（林業専用道）

(2) 箇所別内訳表 (開設／新設・改築)

単位 (延長 : km、面積 : ha)

種 類	区 分	位 置 (市町村)		路 線 名	延 長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
			旧市町村						
自動車道	林業専用道	由利本荘市	本荘市	鳥田目	1.0	123			
				泉沢赤田	1.9	89	○		規格相当
				赤田	2.1	72	○		規格相当
			矢島町	貝喰	2.7	168	○		
				二タ又	6.0	200			
			岩城町	喜左エ門山	1.8	91	○		
				湯殿沢山	2.8	110			
			由利町	金坂	3.3	119	○		規格相当
				金山	5.0	115	○		
				金山2号	1.8	89	○		
				南由利原	2.0	150			
			西目町	孫七山	0.6	209			
			鳥海町						
			東由利町						
			大内町						
	小計			12	31.0	1,535	7		
自動車道	林業専用道	にかほ市	仁賀保町	小台野	1.2	103			
				冬師山	2.5	113			
				鞍掛	1.3	30			
	象潟町		小台	0.6	105				
			松山	1.4	134	○			
			菅谷地	2.2	155	○			
			長落	1.1	103	○			
			棚上	1.1	50	○			
			大砂川洗釜	1.7	80				
	小計			9	13.1	873	4		
合 計			21	44.1	2,408	11			

- 注) 1 終点側の林道は路線数として数えないこととする。
2 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。
3 区分に記載のない路網は林道である。

(2) 箇所別内訳表 (拡張/改良)

種 類	区 分	位 置（市町村）		路 線 名	改 良 箇所数	前半５カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
			旧市町村					
自動車道		由利本荘市	本荘市	大築	1			
				素野	1			
				鬼倉山	2	○		
				狩ヶ沢線	1			
			矢島町	二ノ岐	2			
				中貝喰	1	○		
				富山	1			
				第一富山	1			
				荒倉	1			
				寒長根	1			
				根洗場	1			
				岩城町	中ノ沢	5	○	
			冷田沢		2			
			由利町	面間ヶ沢	3	○		
				南ヶ沢	1			
				綱木沢	2			
			西目町	金谷	1			
			鳥海町	大膳ヶ沢	2			
				千足支	3			
				外山	3			
				湯の沢	2			
				葎沢	2	○		
				沢内	2			
				新沢平	1			
				千足	1			
				松木沢	1	○		
				月山	1			
			東由利町	石塚	1	○		
				ボツメキ	1			
				土場沢	1			
			大内町	中の沢支	1			
				福田沢	1			
				矢走	3			
				軽井沢福沢	2			
				中ノ沢	2			
				長根山	1			
				北出羽丘陵	2	○		
				岩城大内	1	○		
小計			38	61	9			

種 類	(区分)	位 置 (市町村)		路 線 名	改 良 箇所数	前期 5 カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考
			旧市町村					
自動車道		にかほ市	仁賀保町	羽場山	2			
				程ヶ沢	2	○		
				菅谷地	1			
			象潟町	観音森	2			
				栗山	1			
		小計		5	8	1		
合 計				43	69	10		

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

(2) 箇所別内訳表 (拡張/舗装)

単位 (延長 : km)

種 類	区 分	位 置（市町村）		路 線 名	延 長	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備 考	
			旧市町村						
自動車道		由利本荘市	本荘市	大築	5.2	○			
				素野	0.9				
				狩ヶ沢	2.0				
				鮎上沢	2.0				
			矢島町	荒沢	2.9	○			
				大杉沢	6.0				
			岩城町	中ノ沢	2.3	○			
				上蛇田	2.2				
				青長根桧沢	3.7				
			由利町	面間ヶ沢	3.5				
				童子	1.5	○			
			西目町	中沢	1.1				
			鳥海町	葎沢	3.3	○			
				湯の沢	4.5				
				大膳ヶ沢	4.0		○		
			東由利町	荒沢川	2.4	○			
				石塚	2.3				
				土場沢	3.5				
				桧の沢	4.2				
				牧山	3.3				
			大内町	高杉	1.2	○			
				矢走	2.5				
				中の沢	3.8				
				軽井沢福沢	8.6				
				鬼倉山	3.0				
			小計			25	79.9	8	
		にかほ市	仁賀保町	羽場山	2.9	○			
				菅谷地	2.0				
				太郎ヶ台	0.4				
			象潟町	観音森	7.9				
		小計			4	13.2	1		
合 計				29	93.1	9			

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画末期面積

保安林の種類	単位 面積：ha		備 考
	面 積	前半5カ年の計画面積	
総数（実面積）	19,327	18,514	
水源かん養のための保安林	13,960	13,267	
災害防備のための保安林	5,315	5,193	
保健、風致の保存等のための保安林	723	687	

（注）総数欄は、2以上の目的を達するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがあります。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指 定 解 除 別	種 類	森林の所在			単位 面積：ha		指定を必要とする理由
		市町村	旧市町村	区域	面 積	前半5カ年の計画面積	
指 定	水源かん養	由利本荘市	本荘市	親川	1,188	495	水源のかん養
			矢島町	新荘			
			岩城町	上黒川 滝俣 泉田			
			由利町	町村			
			大内町	滝 大倉沢			
			東由利町	東由利法内			
			鳥海町	上直根 小川 下笹子 上笹子			
		にかほ市	仁賀保町	院内			
			象潟町	大砂川 横川			
					1,188	495	
指 定	災害防備	由利本荘市	本荘市	宮沢 船岡 金山 南ノ股 大築 鳥田目			土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 飛砂の防備 防風の防備 干害の防備 なだれ等の防備
			矢島町	元町 川辺 荒沢 坂之下			
			岩城町	福俣 赤平 下蛇田 上黒川 滝俣 君ヶ野			
			由利町	森子 町村 堰口			

指 解 除 別	種 類	森林の所在			面 積		指定を必要 とする理由
		市町村	旧市町村	区域		前半5カ年の 計画面積	
指 定	災害防備	由利本荘市	東由利町	館合 黒瀨	417	295	土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 飛砂の防備 防風の防備 干害の防備 なだれ等の防備
			鳥海町	上笹子 伏見 猿倉 上川内 下直根			
			大内町	新沢 滝 葛岡 小栗山 及位			
		にかほ市	仁賀保町	小国 平沢 伊勢居地			
			象潟町	横岡 草木森			
			金浦町	大竹			
指 定	保健・風致	由利本荘市 にかほ市	大内町 象潟町	松本 草木森	61	25	
合 計					1,666	815	

指 解 除 別	種 類	森林の所在			面 積		解除を必要 とする理由
		市町村	旧市町村	区域		前半5カ年の 計画面積	
解 除	水源かん養	由利本荘市、にかほ市			10	5	公益上の理由 指定理由の消滅
	災害防備	由利本荘市、にかほ市			12	6	
	保健・風致	由利本荘市、にかほ市			2	1	
合 計					24	12	

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源かん養	－	188	－	377	628
災害防備	－	81	8	81	101

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当ありません。

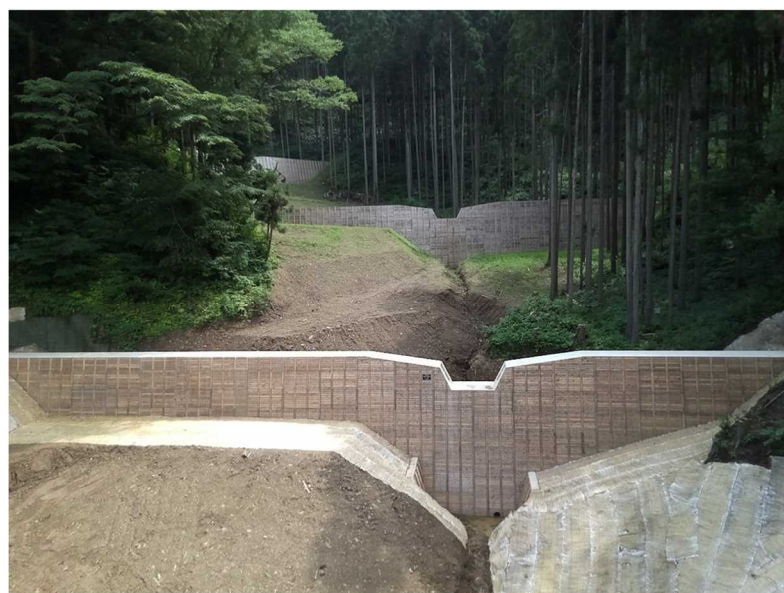
(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在			治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年の計画		
由利本荘市	本荘市	南ノ股	3	3	溪間工	
		赤田	10	10	溪間工・山腹工	
		北ノ股	1	1	溪間工・山腹工	
		大中ノ沢	2	2	溪間工・山腹工	
		土谷	1	1	山腹工	
		大浦	1	1	溪間工	
		館前	1	1	山腹工	
		大沢	1	1	山腹工	
		金山	1	1	山腹工	
		鳥田目	1	1	溪間工	
		船岡	1	1	山腹工	
		薬師堂	1	1	山腹工	
		山内	2	2	溪間工・山腹工	
	矢島町	矢島町川辺	4	4	溪間工・山腹工	
		矢島町立石	1	1	溪間工	
		矢島町荒沢	1	1	山腹工	
		矢島町新荘	2	2	溪間工・山腹工	
		矢島町木在	2	2	溪間工・山腹工	
	岩城町	岩城内道川	2	2	溪間工	
		岩城滝俣	1	1	溪間工	
		岩城勝手	1	1	下刈	
		岩城君ヶ野	3	3	溪間工・山腹工	
	由利町	川西	2	2	溪間工・山腹工	
		西沢	3	3	溪間工・山腹工	
		町村	2	2	山腹工	
		久保田	1	1	山腹工	
		堰口	2	2	山腹工	
		森子	1	1	山腹工	
	鳥海町	鳥海町下川内	3	3	溪間工・山腹工	
		鳥海町上笹子	6	6	溪間工・山腹工・地下水排除工	
		鳥海町下笹子	2	2	溪間工・山腹工・地下水排除工	
		鳥海町小川	2	2	山腹工	
		鳥海町中直根	1	1	山腹工	
		鳥海町下直根	1	1	山腹工	
		鳥海町栗沢	1	1	山腹工	
	東由利町	東由利法内	3	3	溪間工・山腹工	
		東由利田代	5	5	溪間工	
		東由利蔵	1	1	山腹工	
		東由利杉森	1	1	山腹工・地下水排除工	
		東由利宿	2	2	溪間工・山腹工	
		東由利黒渕	1	1	山腹工	
		東由利館合	3	3	溪間工・山腹工	

単位：地区

森林の所在			治山事業施行地区数		主　な　工　種	備　考
市町村	旧市町村	区　域		前半５カ年 の計画		
	大内町	岩谷麓	1	1	溪間工	
		長坂	1	1	溪間工	
		深沢	1	1	山腹工	
		徳沢	1	1	溪間工	
		平岫	1	1	溪間工	
		及位	2	2	溪間工	
		松本	2	2	溪間工	
		滝	1	1	溪間工・山腹工	
		葛岡	1	1	溪間工	
		大内三川	1	1	溪間工	
	西目町	西目町西目	3	3	溪間工・山腹工	
にかほ市	仁賀保町	両前寺	1	1	溪間工・山腹工	
		伊勢居地	1	1	溪間工・本数調整伐	
		院内	3	1	溪間工	
		畑	2	1	山腹工	
		平沢	3	1	溪間工	
	金浦町	金浦	1	1	本数調整伐・植栽工	
	象潟町	象潟町関	1	1	本数調整伐・植栽工・下刈	
		象潟町西中野沢	1	1	本数調整伐・植栽工	
象潟町横岡		3	3	溪間工・山腹工		
合　計			117	112		



木製残存型枠を使用した治山ダム工

- 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期該当ありません。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(1) 制限林の施業方法

ア 保安林の施業方法

区 分		内 容	
伐採の方法	主伐	原則として伐採種を定めない	水源かん養保安林、防風保安林、干害防備保安林、防霧保安林
		原則として択伐による	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林 飛砂防備保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、魚つき保安林、航行目標保安林、保健保安林、風致保安林
		原則として伐採を禁止する	なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林、保安施設地区
		市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上とする	伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木
	間伐	主伐に係る伐採の禁止を受けない森林	樹冠疎密度が10分の8以上の箇所
		主伐に係る伐採の禁止を受ける森林	原則として伐採を禁止する
伐採の限度	主伐	1 皆伐 伐採の限度は、次の式で求められる面積以下である 1箇所当たりの伐採区域の限度は20ha以下とする。 $A = F / U + \alpha$ A：1伐採年度の皆伐面積計 F：同一単位区域内の皆伐が許容される保安林の全面積 U：標準伐期齢 α：前伐採年度の総年伐採面積の残量 2 防風保安林、防霧保安林で皆伐による伐採 原則として、幅20メートル以上の帯状の森林を残置する。 3 択伐 (1) 択伐後に植栽する場合 択伐率は成長量相当で、上限は40% (2) 択伐後に植栽を要しない場合 択伐率は成長量相当で、上限は30% ※ 成長量の算出方法：(択伐前の立木材積)－(前回の択伐後の材積)	
	間伐	伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えないこと。	
植樹	方法	満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり省令立地条件に応じて、樹種毎に算出して定める本数以上均等に植栽する。	
	期間	伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。	
	樹種	スギ等の針葉樹又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において適確な更新が可能である高木性の広葉樹	

保安林の種類	面積 ha
水源かん養保安林	12,260
土砂流出防備保安林	3,865
土砂崩壊防備保安林	303
飛砂防備保安林	160
防風保安林	61
水害防備保安林	0
潮害防備保安林	19
干害防備保安林	395
防霧保安林	0
なだれ防止保安林	103
落石防止保安林	3
魚つき保安林	1
航行目標保安林	9
保健保安林	609
風致保安林	0
合計	17,788

- 注) 1 所在及び面積については、別表 1～4 参照。
2 小数点以下は四捨五入のため計とは一致しません。
3 「0」は掲載単位に満たないものです。

イ 自然公園の施業方法

種 類	内 容
第 1 種特別地域	1 第 1 種特別地域の森林は禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は次の規定により行う。 (1) 伐採齢は標準伐期齢に見合う林齢に 10 年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は現在蓄積の 10%以内とする。
第 2 種特別地域	1 第 2 種特別地域の森林の施業は択伐法によるものとする。 ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく施設及び施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単独択伐法によるものとする。 3 伐採齢は標準伐期齢に見合う林齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の 30%以内、薪炭林においては 60%以内とする。 5 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 (1) 一伐区の面積は 2ha 以内とする。ただし、疎密度 0.3 より多く保残木を残す場合は又は施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は更新後 5 年以上経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第 3 種特別地域	第 3 種特別地域の森林は、特に施業の制限を受けない。

区 分	種 類	面 積 (ha)
国立公園	第二～三種特別地域	0
国定公園	第一種特別地域	29
	第二種特別地域	1,262
	第三種特別地域	3,403

注) 所在及び面積については、別表 2, 4 参照

ウ 自然環境保全地域の施業方法

特別地区は原則として現在蓄積の 30%以内の択伐とします。ただし、自然環境に著しい変化を招くおそれのない場合であって、伐区を努めて分散させるときに限り 2 ha 以内の皆伐を行うことができます。なお、立木の伐採等を行う場合は「秋田県自然環境保全条例」の規定に基づき、知事の許可が必要です。

自然環境保全特別地区	4 ha
------------	------

注) 所在及び面積については、別表 4 参照

エ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区の 施業方法

立木の伐採等を行う場合は、「鳥獣保護管理法」に基づき、国指定特別保護区内は大臣、県指定特別保護区内は知事の許可が必要です。

鳥獣保護区特別保護地区	136ha
-------------	-------

注) 所在及び面積については、別表 4 参照

オ 都市計画法・風致地区の施業方法

主伐は原則として市長の許可が必要です。

風致地区	73ha
------	------

注) 所在及び面積については、別表 4 参照

カ 文化財保護法による史跡名勝の施業方法

指定地内で現状を変更し、またはその保全に影響を及ぼす行為をする場合は、「文化財保護法」の規定に基づき、秋田県教育委員会等の許可が必要です。

史跡名勝天然記念物指定地	75ha
--------------	------

注) 所在及び面積については、別表 4 参照

キ 砂防指定地の施業方法

立木竹の伐採については「砂防法」の規定により、知事の許可が必要です。

砂防指定地	1,090ha
-------	---------

注) 所在及び面積については、別表 4 参照

ク 急傾斜崩壊危険指定地の施業方法

立木竹の伐採については「急傾斜地法」の規定により、知事の許可が必要です。

急傾斜崩壊危険指定地	51ha
------------	------

注) 所在及び面積については、別表 4 参照

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の巡視に関する事項

保安林の管理と山地災害等の早期発見のために巡視員を配置し、森林の管理に努めます。

松くい虫やナラ枯れの被害区域及び被害の恐れのある区域は、重点的に巡視を行い、被害の早期発見と拡大防止に努めます。

2 その他必要な事項

(1) 水と緑の条例に関する事項

「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成 15 年 4 月施行）」

森林の整備については、基本的に「水源涵養機能」「山地災害防止等機能／^{かん}土壤保全機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション」「文化機能」「生物多様性保全機能」などの森林の公益的機能を考慮して、「第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」や「第 3 の 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項」に基づき実施することとしますが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、土壌条件や気象条件など地域の特性に応じて、次の事項に基づいた森林施業を実施します。

ア 健全な生態系の回復・維持

- ① 著しく標高の高い所など、土壌条件、気象条件の悪い箇所に植栽されたスギ人工林については、混交林に誘導することとし、スギによる更新は原則として行いません。
- ② スギ人工林にあっては、自然侵入するホオノキ、ミズキ、ウダイカンバなど有用広葉樹を育成し、森林構造の多層化を図ります。

イ 生物多様性の確保

- ① 野生生物の移動通路として重要な尾根筋や、生物多様性に重要な沢筋などの森林については、在来の広葉樹林や天然生林として保全することとします。
- ② 広葉樹林への誘導に当たっては、尾根筋においては、天然更新の種子源となる樹種を保全するとともに、野生動物の餌となるブナ、ナラ類など実のなる樹種や、溪畔林においては、トチノキ、サワグルミ、カツラなど多様な樹種を確保することとします。
- ③ 森林の連続性を保ち、野生生物の生息地を確保するため、自然環境への負荷が大きい大面積皆伐を回避することとします。
- ④ 「伐採跡地の人工造林及び天然更新をすべき期間に関する指針」に基づき、伐採後の適切な更新を図ることとします。

ウ 彩り豊かなふれあいの森林づくり

- ① 集落の近くや、住民の憩いの場所となっている里山については、景観やふれあいに配慮しながら、多様な樹種で構成される混交林への誘導を図ります。

別表 1 保安林の所在及び面積（市町村別内訳）

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
水源かん養 保安林	由利本荘市		9,951.62	
	本荘市	021,027,054,055,056,057,058,060,061,062,063,093,110,113,122,123,125,126,128,129,130,131,132,133,134,135,151	1,016.40	
	矢島町	003,021,022,023,024,027,028,032,037,038,039,043,044,046,048,049,051,052,053,054,055,056,066	1,629.11	
	岩城町	022,033,034,035,036,061,064,065,067,068,069,071,113,114,115	711.12	
	由利町	015,019,020,024,025,026,027,028,029,037,038,058,063,066,067,068	729.08	
	大内町	010,017,018,019,028,029,042,044,078,081,099,103,106,118,119,120,121,122,138,182	766.39	
	東由利町	012,055,060,061,071,072,082,083,084,090,101,102,105,116,124,125,126,127	495.02	
	鳥海町	001,002,005,007,008,009,025,026,036,037,038,039,041,042,043,044,053,068,069,071,072,077,079,080,082,086,087,088,089,090,091,093,094,095,096,097,098,099,100,101,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,112,113,114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,139,157,158,162,163,166,167,168,169,170,171,172,173,174,175,180,184,185,186	4,604.50	
	にかほ市		2,308.60	
	仁賀保町	009,012,016,017,023,031,040,041,043	428.14	
土砂流出 防備保安林	象潟町	016,017,018,019,020,021,050,057,058,059,064,065,076,077,079,080,081	1,880.46	
	合計		12,260.22	
	由利本荘市		3,492.65	
	本荘市	011,048,064,065,072,094,096,110,113,118,119,120,142,143,145,151,153,155	409.35	
	矢島町	001,002,004,006,007,008,012,013,014,015,016,017,018,025,026,027,029,036,037,038,039,043,044,045,046,047,048,049,051,052,057,058,059,060,061,062,063,064,065	790.55	
	岩城町	022,035,036,037,039,040,041,051,055,060,064,071,072,076,077,081,087,088,091,092,115,116,120	377.07	
	由利町	002,004,007,017,023,033,034,035,036,039,040,041,042,048,059,061,062,063,070	351.24	
	大内町	001,002,005,006,007,011,012,013,020,027,050,053,058,106,107,150,153,158,170,173,181,184	279.04	
	東由利町	002,013,028,056,057,083,091,105,106,110,112,119,120	124.24	
	西目町	028	3.77	
土砂流出 防備保安林	鳥海町	003,004,005,006,009,010,011,014,015,016,018,022,023,030,031,032,033,034,035,036,037,038,039,045,046,050,054,055,056,057,058,065,067,068,069,070,075,076,123,124,125,131,135,138,140,141,142,143,145,148,159,161,163,164,165,173,175,176,178,179,180,181,184,189	1,157.39	
	にかほ市		372.39	
	仁賀保町	002,003,004,005,026,027,028,029,031,039,043,044,045,046,047	309.24	
	象潟町	011,012,058,079	63.15	
合計			3,865.04	

土砂崩壊 防備保安林	由利本荘市		255.57	
	本荘市	075,084,086,153	5.87	
	矢島町	015,016,029,039,047,048,051,055,060	48.15	
	岩城町	022,057,077,088,091,121	9.46	
	由利町	007,008,009,011,015,033,034,036,039,043,048, 049,051,053,054,059,062,063,071	28.33	
	大内町	012,027,037,054,079,082,083,124,161,168,173, 175,181,184,188,189	38.38	
	東由利町	017,029,049,056,059,063,068,094,100,102,116	17.30	
	西目町	028	18.24	
	鳥海町	005,016,021,045,046,049,057,058,059,060,064, 084,085,091,099,131,132,135,159,163,175,176, 182,184	89.84	
	にかほ市		47.75	
	仁賀保町	003,022,023,026,028,029,041,047	25.34	
	金浦町	012	0.23	
	象潟町	010,012,014,015	22.18	
	合計		303.32	
飛砂防備 保安林	由利本荘市		101.13	
	本荘市	010,043,159,160,162,163	54.57	
	岩城町	016,017,045	4.15	
	西目町	026,028,029	42.41	
	にかほ市		58.99	
	金浦町	005,006	6.58	
	象潟町	001,005,035,038,047,053	52.41	
	合計		160.12	
防風 保安林	由利本荘市		38.77	
	本荘市	002,040,160	4.92	
	岩城町	005,016,045,055	28.23	
	西目町	019	5.62	
	にかほ市		21.75	
	仁賀保町	001,030,031	12.70	
	金浦町	006	9.05	
	合計		60.52	
潮害防備 保安林	由利本荘市		19.36	
	岩城町	005	19.36	
	合計		19.36	
干害防備 保安林	由利本荘市		251.91	
	本荘市	124,125,127	27.16	
	岩城町	088,108,109	59.84	
	由利町	055	44.74	
	大内町	051,052,053,184,188	59.06	
	東由利町	081	11.79	
	西目町	021,022	49.32	
	にかほ市		143.11	
	仁賀保町	020,021,033,040,041,043,044,045	117.09	
	象潟町	003,024,046,052,060,069,076,088	26.02	
	合計		395.02	

なだれ防止 保安林	由利本荘市		102.75	
	本荘市	129	5.32	
	矢島町	007,047,058	6.49	
	岩城町	003,005,026,051,054,077	7.55	
	由利町	012,013,014,015,016,019,024,025,059	22.36	
	大内町	059,119,125,128,130,157,165,166	9.70	
	東由利町	001,004,019,034,052,062,069,078,092,094,116	13.63	
	鳥海町	010,015,016,017,019,055,069,072,091,134,136, 138,148,159,177,193	37.70	
	合計		102.75	
落石防止 保安林	由利本荘市		3.26	
	大内町	006	3.26	
	合計		3.26	
魚つき 保安林	由利本荘市		0.95	
	本荘市	160	0.95	
	合計		0.95	
航行目標 保安林	由利本荘市		8.12	
	本荘市	160,163	8.12	
	にかほ市		0.92	
	象潟町	004	0.92	
	合計		9.04	
保健 保安林	由利本荘市		520.55	
	本荘市	124,125,127,159	29.48	
	矢島町	052	15.52	
	岩城町	088	13.91	
	由利町	027,055	45.43	
	大内町	051,052,053,188	23.02	
	東由利町	081	11.79	
	西目町	008,021,022,029	50.03	
	鳥海町	087,100,105,106,107,113,114,115,116	331.37	
	にかほ市		88.00	
	仁賀保町	012,020,021,040,041,043,044,045	71.05	
	象潟町	003	16.95	
	合計		608.55	

別表２ 自然公園の所在及び面積（市町村別内訳）

種類	森林の所在		面積(ha)	備 考 (公園名)
	市町村	区域(林班)		
国定公園 第一種 特別地域	由利本荘市		29.04	
	鳥海町	100,107	29.04	鳥海
	合計		29.04	
国定公園 第二種 特別地域	由利本荘市		231.00	
	矢島町	038,053,066	25.75	鳥海
	鳥海町	107,120,121,122,123,125,127,128,129,130	205.25	鳥海
	にかほ市		1,030.66	
	象潟町	001,002,003,017,018,019,020,021,027,028,029, 033,034,071,074,076,077,079,080,081,089	1,030.66	鳥海
	合計		1,261.66	
国定公園 第三種 特別地域	由利本荘市		860.89	
	矢島町	032,038,045,046,053,066	406.32	鳥海
	鳥海町	101,102,103,104,105,111,112,113,116,118,119, 120,122,123,128,129,130,131,134	454.57	鳥海
	にかほ市		2,541.65	
	象潟町	014,015,016,017,018,019,020,021,022,023,024, 025,026,027,028,042,043,044,050,058,071,074, 075,076,077,078,079,080,082,083,084,085,086, 087,088,089	2,541.65	鳥海
	合計		3,402.54	

別表 3 その他制限林の所在及び面積（市町村別内訳）

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
自然環境保全特別地区	由利本荘市		4.43	
	本荘市	025	1.81	
	由利町	055	2.62	
	合計		4.43	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
鳥獣保護区 特別保護 地区	由利本荘市		135.72	
	本荘市	163	25.12	
	由利町	015,019,020	88.22	
	西目町	020	22.38	
	合計		135.72	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
都市計画 風致地区	由利本荘市		56.01	
	本荘市	067,159,163	56.01	
	にかほ市		17.10	
	金浦町	002	17.10	
	合計		73.11	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
史跡・名勝 天然記念物	由利本荘市		23.30	
	矢島町	053	19.43	
	岩城町	057	0.68	
	由利町	042	3.19	
	にかほ市		51.39	
	仁賀保町	008,025	16.03	
	金浦町	001,008	4.45	
	象潟町	001,002,003,005,029,030,089	30.91	
	合計		74.69	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
砂防指定地	由利本荘市		997.63	
	本荘市	001,017,018,019,020,021,022,048,088,089,150,151	325.45	
	矢島町	006,019,020,049	81.06	
	岩城町	027,028,029,030,069	292.37	
	由利町	046,049	42.26	
	大内町	003,022,168,169	72.49	
	東由利町	001,009,111	18.53	
	西目町	019	0.58	
	鳥海町	031,077,124,125,126,127,143,176,177,178	164.89	
	にかほ市		92.80	
	仁賀保町	023,026,030,039,046	63.74	
	象潟町	012,025,028	29.06	
	合計		1,090.43	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
急傾斜地 崩壊危険 区域	由利本荘市		47.50	
	本荘市	042,051,070,072,086,096,099,112,152,157,159,16	10.31	
	矢島町	016,037,049,060,063	6.51	
	岩城町	019,022,024,062,091	5.73	
	由利町	004,034,035,042,043,049,061,062,071	6.04	
	大内町	009,016,170,175	3.22	
	東由利町	014,035,110,122	1.88	
	鳥海町	049,057,058,132,133,134,151,153,177,180	13.81	
	にかほ市		3.90	
	仁賀保町	006,021,024	1.31	
	金浦町	001	2.59	
	合計		51.40	

種類	森林の所在		面積(ha)	備考
	市町村	区域(林班)		
特別母樹林	由利本荘市		12.89	
	本荘市	108,158,159	10.03	
	大内町	164	2.86	
	合計		12.89	

別表 4 重複指定制限林の所在及び面積（保安林種別内訳 1）

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (保安林)
	市町村	区域 (林班)		
水源かん養 保安林	由利本荘市		595.58	
	本荘市	110	0.22	土砂流出防備保安林
	矢島町	027,037,038,039,043,044,046,052	232.54	土砂流出防備保安林
	矢島町	055	14.06	土砂崩壊防備保安林
	矢島町	052	15.52	保健保安林
	由利町	025	1.86	なだれ防止保安林
	鳥海町	009	0.01	土砂流出防備保安林
	鳥海町	087,100,105,106,107,113,114,115,116	331.37	保健保安林
	にかほ市		11.67	
	仁賀保町	012,041	11.67	保健保安林
	合計		607.25	
土砂流出 防備保安林	由利本荘市		243.08	
	本荘市	110	0.22	水源かん養保安林
	矢島町	027,037,038,039,043,044,046,052	232.54	水源かん養保安林
	矢島町	039,060	4.26	土砂崩壊防備保安林
	岩城町	077	4.54	土砂崩壊防備保安林
	岩城町	077	1.49	なだれ防止保安林
	由利町	034	0.02	土砂崩壊防備保安林
	鳥海町	009	0.01	水源かん養保安林
	にかほ市		0.49	
	象潟町	012	0.49	土砂崩壊防備保安林
	合計		243.57	
土砂崩壊 防備保安林	由利本荘市		22.89	
	矢島町	055	14.06	水源かん養保安林
	矢島町	039,060	4.26	土砂流出防備保安林
	岩城町	077	4.54	土砂流出防備保安林
	由利町	034	0.02	土砂流出防備保安林
	西目町	028	0.01	飛砂防備保安林
	にかほ市		0.49	
	象潟町	012	0.49	土砂流出防備保安林
	合計		23.38	
飛砂防備 保安林	由利本荘市		2.67	
	本荘市	159	2.32	保健保安林
	西目町	028	0.01	土砂崩壊防備保安林
	西目町	029	0.34	保健保安林
	合計		2.67	
防風 保安林	由利本荘市		19.36	
	岩城町	005	19.36	潮害防備保安林
	合計		19.36	
潮害防備 保安林	由利本荘市		19.36	
	岩城町	005	19.36	防風保安林
	合計		19.36	
干害防備 保安林	由利本荘市		169.94	
	本荘市	124,125,127	27.16	保健保安林
	岩城町	088	13.91	保健保安林
	由利町	055	44.74	保健保安林
	大内町	051,052,053,188	23.02	保健保安林
	東由利町	081	11.79	保健保安林
	西目町	021,022	49.32	保健保安林
	にかほ市		76.33	
	仁賀保町	020,021,040,041,043,044,045	59.38	保健保安林
	象潟町	003	16.95	保健保安林
	合計		246.27	

なだれ防止 保安林	由利本荘市		1.49	
	由利町	025	1.86	水源かん養保安林
	岩城町	077	1.49	水源かん養保安林
	合計		3.35	
魚つき 保安林	由利本荘市		0.95	
	本荘市	160	0.95	航行目標保安林
	合計		0.95	
航行目標 保安林	由利本荘市		0.95	
	本荘市	160	0.95	魚つき保安林
	合計		0.95	
保健 保安林	由利本荘市		519.49	
	本荘市	159	2.32	飛砂防備保安林
	本荘市	124,125,127	27.16	干害防備保安林
	矢島町	052	15.52	水源かん養保安林
	岩城町	088	13.91	干害防備保安林
	由利町	055	44.74	干害防備保安林
	大内町	051,052,053,188	23.02	干害防備保安林
	東由利町	081	11.79	干害防備保安林
	西目町	029	0.34	飛砂防備保安林
	西目町	021,022	49.32	干害防備保安林
	島海町	087,100,105,106,107,113,114,115,116	331.37	水源かん養保安林
	にかほ市		88.00	
	仁賀保町	012,041	11.67	水源かん養保安林
	仁賀保町	020,021,040,041,043,044,045	59.38	干害防備保安林
	象潟町	003	16.95	干害防備保安林
	合計		607.49	

別表 4 重複指定制限林の所在及び面積（保安林種別内訳 2）

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (自然公園)
	市町村	区域 (林班)		
水源かん養 保安林	由利本荘市		807.11	
	矢島町	032,066	276.40	国定公園 第三種特別地区
	鳥海町	100,107	29.04	国定公園 第一種特別地区
	鳥海町	107,120,121	169.54	国定公園 第二種特別地区
	鳥海町	101,102,103,104,105,111,112,113,116,118, 119,120,122,123	332.13	国定公園 第三種特別地区
	にかほ市		1,447.36	
	象潟町	017,018,019,020,021,077,079,080,081	673.49	国定公園 第二種特別地区
	象潟町	016,017,018,019,020,021,050,058,077,079, 080	773.87	国定公園 第三種特別地区
	合計		2,254.47	
土砂流出 防備保安林	由利本荘市		4.83	
	矢島町	046	4.83	国定公園 第三種特別地区
	にかほ市		2.09	
	象潟町	079	2.09	国定公園 第三種特別地区
	合計		6.92	
干害防備 保安林	にかほ市		20.84	
	象潟町	003	16.95	国定公園 第二種特別地区 (保健保安林)
	象潟町	024,088	3.89	国定公園 第三種特別地区
	合計		20.84	
保健保安林	由利本荘市		39.47	
	鳥海町	100,107	27.85	国定公園 第一種特別地区 (水源かん養保安林)
	鳥海町	107	1.45	国定公園
	鳥海町	113,116	10.17	国定公園 第三種特別地区 (水源かん養保安林)
	にかほ市		16.95	
	象潟町	003	16.95	国定公園 第二種特別地区 (干害防備保安林)
	合計		56.42	

別表 4 重複指定制限林の所在及び面積（保安林種別内訳 3）

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域 (林班)		
水源かん養 保安林	由利本荘市		42.51	
	本荘市	021	20.20	砂防指定地
	由利町	019,020	22.31	鳥獣保護区特別保護地区
	合計		42.51	
土砂流出 防備保安林	由利本荘市		80.27	
	鳥海町	124,125,176	80.27	砂防指定地
	にかほ市		8.87	
	仁賀保町	026	8.87	砂防指定地
	合計		89.14	
土砂崩壊 防備保安林	由利本荘市		1.70	
	本荘市	086	1.30	
	由利町	034,062	0.23	急傾斜地崩壊危険区域
	鳥海町	057,132	0.17	急傾斜地崩壊危険区域
	にかほ市		2.83	
	仁賀保町	023	2.83	砂防指定地
	合計		4.53	
航行目標 保安林	由利本荘市		14.34	
	本荘市	163	7.17	鳥獣保護特別保護地区 (都市計画 風致地区)
	本荘市	163	7.17	都市計画 風致地区 (鳥獣保護特別保護地区)
	合計		14.34	

別表 4 重複指定制限林の所在及び面積（自然公園種別内訳）

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域 (林班)		
国定国立公園 第二種特別地区	由利本荘市		4.69	
	矢島町	053	4.69	史跡・名勝天然記念物
	にかほ市		28.31	
	象潟町	001,002,003,029,089	28.31	史跡・名勝天然記念物
	合計		33.00	
国定国立公園 第三種特別地区	由利本荘市		14.74	
	矢島町	053	14.74	史跡・名勝天然記念物
	にかほ市		27.05	
	象潟町	025,028	27.05	砂防指定地
	合計		41.79	

別表 4 重複指定制限林の所在及び面積（その他制限林種別内訳）

種類	森林の所在		面積 (ha)	重複制限林 (その他制限林)
	市町村	区域 (林班)		
鳥獣保護区 特別保護地区	由利本荘市		25.30	
	本荘市	163	25.12	都市計画 風致地区
	本荘市	163	0.18	急傾斜地崩壊危険区域
	合計		25.30	
都市計画 風致地区	由利本荘市		1.49	
	本荘市	159	0.25	急傾斜地崩壊危険区域
	本荘市	159	1.24	特別母樹林
	合計		1.49	

別表 5 水源森林地域の所在及び面積

市 町 村	名 称	指 定 の 区 域	指定面積 (ha)
由利本荘市	由利本荘市（本荘地区）水源森林地域	本荘市21林班、27林班、54林班から58林班まで、60林班から63林班まで、93林班、110林班、113林班、122林班から135林班まで	2, 292
	由利本荘市（矢島地区）水源森林地域	矢島町 3 林班、21林班から24林班まで、27林班から28林班まで、32林班、39林班、48林班から49林班まで、51林班から56林班まで、66林班	2, 876
	由利本荘市（岩城地区）水源森林地域	岩城町16林班から17林班まで、24林班から30林班まで、33林班から36林班まで、43林班から44林班まで、61林班、64林班から69林班まで、71林班、88林班、94林班から99林班まで、108林班から109林班まで、113林班から115林班まで	2, 586
	由利本荘市（由利地区）水源森林地域	由利町19林班から21林班まで、24林班から29林班まで、37林班から38林班まで、55林班、58林班、63林班、66林班から68林班まで	1, 916
	由利本荘市（大内地区）水源森林地域	大内町10林班、28林班から29林班まで、42林班、44林班、51林班から53林班まで、59林班、62林班から66林班まで、78林班、81林班から82林班まで、97林班、99林班、103林班、106林班、118林班から122林班まで、138林班から139林班まで、182林班、184林班、188林班	2, 052
	由利本荘市（東由利地区）水源森林地域	東由利町12林班、55林班、60林班から61林班まで、71林班から72林班まで、81林班から84林班まで、90林班、101林班から102林班まで、105林班、116林班、124林班から127林班まで	1, 500
	由利本荘市（西目地区）水源森林地域	西目町21林班から22林班まで	160
	由利本荘市（鳥海地区）水源森林地域	鳥海町 1 林班、 7 林班から 8 林班まで、25林班、36林班から38林班まで、41林班から44林班まで、52林班から53林班まで、68林班から69林班まで、71林班から72林班まで、79林班から82林班まで、86林班から90林班まで、93林班から121林班まで、139林班、157林班、162林班から163林班まで、166林班から175林班まで、179林班、184林班から186林班まで	6, 148
にかほ市	にかほ市（仁賀保地区）水源森林地域	仁賀保町 9 林班、12林班、16林班、20林班から21林班まで、23林班、31林班、33林班、40林班から41林班まで、43林班から45林班まで	1, 183
	にかほ市（象潟地区）水源森林地域	象潟町 3 林班、16林班から21林班まで、24林班、26林班、42林班、44林班、46林班、50林班、52林班、57林班から60林班まで、64林班から65林班まで、69林班、76林班から77林班まで、79林班から81林班まで、88林班	3, 635